

富士宮市建設工事における遠隔臨場特記仕様書

(目的)

第1条 この特記仕様書は、富士宮市が発注する工事の建設現場等において、受注者、監督員及び検査員の業務効率化を図ることを目的とし、受注者がウェアラブルカメラやネットワークカメラ（以下、「モバイル端末等」という。）を活用し、現場等から離れた場所で監督員が必要とする情報を入手できる場合に臨場に替えることができるもの（以下、「遠隔臨場」という。）について必要な事項を定めるものである。

(対象工事)

第2条 施工条件明示事項に記載した工事を対象に、立会い等に要する移動時間削減により現場工程と監督員のスケジュール調整が見込め、かつ、施工箇所の通信環境が良好である工事で、受発注者間の協議により実施することができるものとする。

(適用)

第3条 遠隔臨場は、立会、段階確認、材料検査及び工場検査で行うことができる。ただし、夜間、暗所など出来形計測等において映像で計測値の確認が困難な場合は、適用対象外とする。

(実施方法)

第4条 受注者は、遠隔臨場を行う場合、以下の作業を実施する。

(1) 事前調整

受注者は、実施に先立ち監督員と遠隔臨場の実施日時、適用（確認する項目・内容）、仕様（使用する機器・アプリケーション又はサービス）、その他必要な事項について調整する。なお、電話、メール等での調整を可とする。

(2) 実施記録

受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、通信履歴の画面キャプチャ（写真）など遠隔臨場中の監督員の映像を保存し提出するものとする。また、遠隔臨場の工事写真は、工事黒板に「遠隔臨場」と記載して撮影する。

(実施手続)

第5条 遠隔臨場は、以下の手順により実施する。

(1) 事前調整

受注者は、遠隔臨場の実施について、監督員と事前調整する。

(2) 遠隔臨場の申請

受注者は、土木工事において遠隔臨場を実施する場合、段階確認・立会願の施工予定表の確認方法欄に遠隔臨場であることを明記する。実施日時等の取扱いは、臨場の場合と同

様とする。ただし、受注者が遠隔臨場を希望した場合においても、監督員が臨場の必要があると判断した場合は臨場により実施するものとする。

建築・設備工事において遠隔臨場を実施する場合、検査申請書の検査内容欄と週間工程表又は月間工程表に遠隔臨場であることを明記し、監督員の確認を受ける。ただし、受注者が遠隔臨場を希望した場合においても、監督員が臨場の必要があると判断した場合は臨場により実施するものとする。

(3) 遠隔臨場の実施

受注者は、実施予定日時に、監督員に対して通信を開始して実施する。ただし、遠隔臨場にて、必要となる情報が得られなかった場合は、臨場による確認に変更するものとする。

(4) 遠隔臨場の記録

受注者は、土木工事においては、段階確認・立会願の確認書の提出時に、実施記録を添付する。建築設備工事においては、公共建築工事標準仕様書等に基づき書面により作成する。

(機器等の手配・仕様)

第6条 受注者は、以下の項目により遠隔臨場に必要な機器等を準備するものとする。

- (1) 受注者は、現場で必要となるモバイル端末及び通信回線等の準備を行う。
- (2) 発注者は、発注者が保有する機器を利用する。
- (3) 利用するアプリケーションまたはサービスは、発注者が保有し使用する機器で利用が可能であり、かつ発注者の利用に際して費用が生じないものを受注者が選定する。

(費用)

第7条 受注者が行う機材等の手配に要する経費は、共通仮設費の率分に含まれるものとし、別途計上しない。

(試行の検証)

第8条 遠隔臨場を実施した受注者は、有効性や効果、課題等について把握するための調査を発注者が実施する場合、協力する。

(その他)

第9条 本特記仕様書に定めのない事項は、受発注者で協議して決定する。